

奈良県選挙管理委員会告示第百十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十三年分の収支報告書について、西山ひろたつをサポートする会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第五十一号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

西山ひろたつをサポートする会の項1中「収入総額	3,585,157」を
「収入総額	1,803,834」に
「本年収入額	1,803,834」に改め、同項2中「寄附
」を「本年収入額	3,585,127」を「寄附
3,585,127」を「個人分	1,803,804」に
「個人分	1,803,804」に改め、同項5を次のように改める。

5 寄附の内訳

(個人分)

西山洋菫	1,000,000	生駒市
西山洋菫	500,000	生駒市
西山洋菫	100,000	生駒市
西山洋菫	100,000	生駒市
西山洋菫	100,000	生駒市
年間五万円以下のもの	3,804	